

平成23年度指導監査等実施計画

社会福祉法上の所轄庁及び地方自治法第252条の19第1項により指定都市が処理する事務に関して、社会福祉法人及び社会福祉施設、認可外保育施設等の指導監査を実施するに当たり、相模原市社会福祉法人運営等指導監査実施要綱及び各施設種別指導監査実施要綱の規定に基づき、次のとおり平成23年度社会福祉法人・施設等指導監査実施計画を策定する。

1 社会福祉法人及び施設等

(1) 指導監査等の区分と実施方法

区 分		実 施 方 法
一般指導監査 (一般指導監督)	定期指導監査 (定期立入調査)	現地を訪問し、事前に提出を求めた監査調書等に基づき、関係書類等を審査し、施設内の運営状況等を巡視するとともに、関係人等とのヒアリングにより行う。
	臨時指導監査 (臨時立入調査)	運営に問題が発生した場合等で、定期指導監査以外に臨時的又は緊急的な指導が必要と判断した場合に随時現地を訪問し、関係人等とのヒアリングにより行う。
特別指導監査 (特別指導監督)		一般指導監査によって重大な問題が認められた場合又は運営が著しく適正を欠くものと認められる場合に随時実施し、実施方法等はその都度定める。 なお、当該指導監査に当たっては、事前通知を行わない。

()は認可外保育施設の指導名称

(2) 実施内容

対象法人、施設等	根拠法令等	指導監査基準	実施内容	一般指導監査の選定基準等	監査の区分	
法人 社会福祉法人	社会福祉法 第56条	相模原市社会福祉法人運営等指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 法人運営編	○国が定める社会福祉法人審査要綱に基づく ・法人運営の内容 ・会計処理 など	○原則として以下の1及び2のいずれも満たす法人については、2年に1回実地で一般指導監査を行う。ただし、新設法人については、設立認可の翌年度及び施設等が開設された年度に一般指導監査を行う。 1. 法人運営に係る相模原市指導監査基準の次の項目について、要改善事項等の指摘がないこと。 (1)法人運営－組織運営 (2)法人会計－資産管理及び会計管理 2. 法人が経営する施設など社会福祉事業等に係る相模原市の定める指導監査基準等のすべての項目について、要改善事項等の指摘がないこと。 〔根拠：厚生労働省通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日)〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査
高齢者福祉施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウス)	老人福祉法 第18条 社会福祉法 第70条	相模原市高齢者福祉施設指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 特別養護老人ホーム編、 同(ユニット型)編 相模原市指導監査基準 養護老人ホーム編 相模原市指導監査基準 ケアハウス編	○施設運営基準(省令)等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者処遇 ・職員の配置状況 ・諸規定の整備状況 など ○労働基準法などに基づく ・職員処遇 など ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく ・施設職員による虐待防止体制 など	○原則として毎年実地で一般指導監査を行う。 ただし、前年度の一般指導監査において、相模原市指導監査基準のすべての項目について、要改善事項等の指摘がない場合には、翌年度に一般指導監査を行う。 〔根拠：厚生省通知「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成12年5月12日通知)〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査
児童福祉施設 児童養護施設 知的障害児通園施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 保育所(私立保育所、市立保育所)	児童福祉法 第46条	相模原市児童福祉施設指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 児童養護施設編 相模原市指導監査基準 知的障害児通園施設編 相模原市指導監査基準 肢体不自由児施設編 相模原市指導監査基準 重症心身障害児施設編 相模原市指導監査基準 保育所編	○児童福祉施設最低基準、保育指針等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者処遇 ・職員の配置状況 ・諸規定の整備状況 など ○労働基準法などに基づく ・職員処遇 など ○児童虐待の防止等に関する法律に基づく ・虐待防止体制 など	○原則として特別重点項目を定めて、毎年実地で一般指導監査を行う。 〔根拠：児童福祉法施行令第38条、厚生省通知「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日)〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査

対象法人、施設等		根拠法令等		指導監査基準	実施内容	一般指導監査の選定基準等	監査の区分
障害者福祉施設	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設)	社会福祉法第70条	相模原市障害者援護施設指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準 知的障害者援護施設(旧更生)編	○施設運営基準(省令)等に基づく ・施設の運営管理 ・利用者処遇(虐待防止を含む) ・諸規定の整備状況 など ○労働基準法などに基づく ・職員処遇 など	○原則として毎年実地で一般指導監査を行う。 ただし、前年度の一般指導監査において、相模原市指導監査基準のすべての項目について、要改善事項等の指摘がない場合には、翌年度に一般指導監査を行う。 〔根拠:厚生労働省通知「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日)を準用〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査
その他社会福祉事業等	認可外保育施設	児童福祉法第59条	相模原市認可外保育施設指導監督実施要綱	相模原市認可外保育施設指導監督基準	○国が定めた認可外保育施設指導監督基準に基づく ・施設の運営管理 ・入所児童の処遇 など	○原則として毎年実地で一般指導監督を行う。 ただし、ベビーホテルを除き、過去5年間の一般指導監督において、指摘事項がない場合には、隔年で一般指導監督を行う。 〔根拠:厚生労働省通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日)を準用〕	○一般指導監督 ・定期立入調査 ・臨時立入調査 ○特別指導監督
	一時預かり事業	児童福祉法第34条の13	相模原市一時預かり事業指導監査実施要綱	相模原市指導監査基準一時預かり事業(保育所型)編	○社会福祉法及び児童福祉法に基づく ・事業者の責務 ・設備の状況 ・職員の配置状況 ・利用者処遇 など	○原則として毎年実地で一般指導監査を行う。 なお、一時預かり事業(保育所型)については、保育所の一般指導監査と同日に実施する。 〔根拠:厚生労働省通知「児童福祉法の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について」(平成21年3月31日)〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査
行政機関	保育課 緑こども家庭相談課 中央こども家庭相談課 南こども家庭相談課 児童相談所	社会福祉法第20条	—	その都度必要に応じた指導監査項目を定める。	○児童福祉行政事務に対する指導監査	○原則として毎年実地で一般指導監査を実施する。 〔根拠:厚生省通知「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日)〕	○一般指導監査 ・定期指導監査 ・臨時指導監査 ○特別指導監査

(3) 定期指導監査の実施通告

実施日の概ね30日前までに文書により通知する。なお、事前提出資料は、実施日の概ね14日前までに文書で提出を求める。

(4) 定期指導監査の対象期間

原則として、前回指導監査実施日(立入調査実施日)の翌日から指導監査実施日までとする。
なお、新設法人及び施設等は、認可又は届出日から指導監査実施日までとする。

(5) 指導監査担当職員

指導監査課職員

(6) 定期指導監査の実施スケジュール

実施月	対象施設
・5月下旬～6月中旬	認可外保育施設(企業内保育施設)
・6月中旬～6月下旬	保育所(市立保育所)
・7月上旬～9月上旬	保育所(私立保育所)
・9月中旬	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設) 児童養護施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、保育課等
・9月下旬	知的障害者援護施設(知的障害者更生施設)
・10月上旬～11月上旬	認定保育室、認可外保育施設
・11月中旬～平成24年2月中旬	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)

※社会福祉法人の指導監査は、原則、施設の指導監査と合わせて実施する。

2 介護保険事業者

介護保険事業者に対する実地指導については、介護保険課が平成23年度の実施計画を作成するとともに、当該計画に基づいて指定基準及び介護報酬の請求に係る基準等について周知徹底を図るため事業所を訪問し、関係人等とのヒアリングにより行う。

介護保険事業者に対する監査については、指導監査課が担当し、指定基準違反の疑いがある場合又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、関係書類の提出又は事業所等への立入検査等を随時実施する。

3 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する書面監査

対象法人、施設等	根拠法令等	指導監査基準	実施内容	選定基準等	監査の区分	
営利法人 (株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社)	介護保険法第78条の7 介護保険法第115条の17	「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」 (平成20年7月4日付け老総発第0704001号厚生労働省老健局総務課長他連名通知)	介護保険法(平成9年法律第123号)第5章「人員、設備及び運営基準」	○書面検査 別に定める自己点検シートを用いた書面検査の方法により実施する。 ○一体的な報告を求める介護サービス事業 同一事業所内で複数の介護サービス事業の区分が同一区分内である2つ以上の介護サービス事業を一体的に運営している場合には、各区分内における「人員、設備及び運営基準」は共通部分が多いことから、区分ごとに一体的に報告を求めて書面検査を実施する。 ○実地検査による確認 自己点検シートの内容確認の結果、報告内容に疑義等が認められる場合には、必要に応じて実地検査を実施する。	○監査対象事業所のうち次の事業所を除き、別に定める年度ごとの監査実施計画において当該年度の監査実施事業所を選定する。 (ア) 廃止、指定未更新の事業所 監査対象事業所のうち、計画の策定又は見直し時に現に廃止、指定未更新の事業所は、監査実施事業所から除く。 (イ) 休止、効力停止中の事業所 監査対象事業所のうち、計画の策定又は見直し時に現に休止、効力停止中である事業所は、その期間中は監査実施事業所から除く。 (ウ) 介護報酬請求実績のない事業所 「人員、設備及び運営基準」の遵守状況を点検する目的を踏まえ、監査対象事業所のうち、計画の基準日前3月以降に指定された事業所を除き、計画の基準日前1年間に一体的な報告を求める介護サービス事業において、介護報酬の請求を行っていない事業所は、監査実施事業所から除く。	○書面検査 ○実地検査による確認

・書面監査の実施通告及び書面（点検シート）の提出

別に定める期日までに文書により通知し、書面（点検シート）での提出を求める。

・書面監査の対象期間

平成23年5月現在とする。

・指導監査担当職員

指導監査課職員

・書面監査の実施スケジュール（案）

実施月	内容
・7月初旬	通知文の発送
・8月初旬	書面（点検シート）提出期限
・8月上旬～中旬	書面監査実施
・9月初旬～中旬	結果通知 ※書面監査の結果に応じ、実地検査による確認を行う。